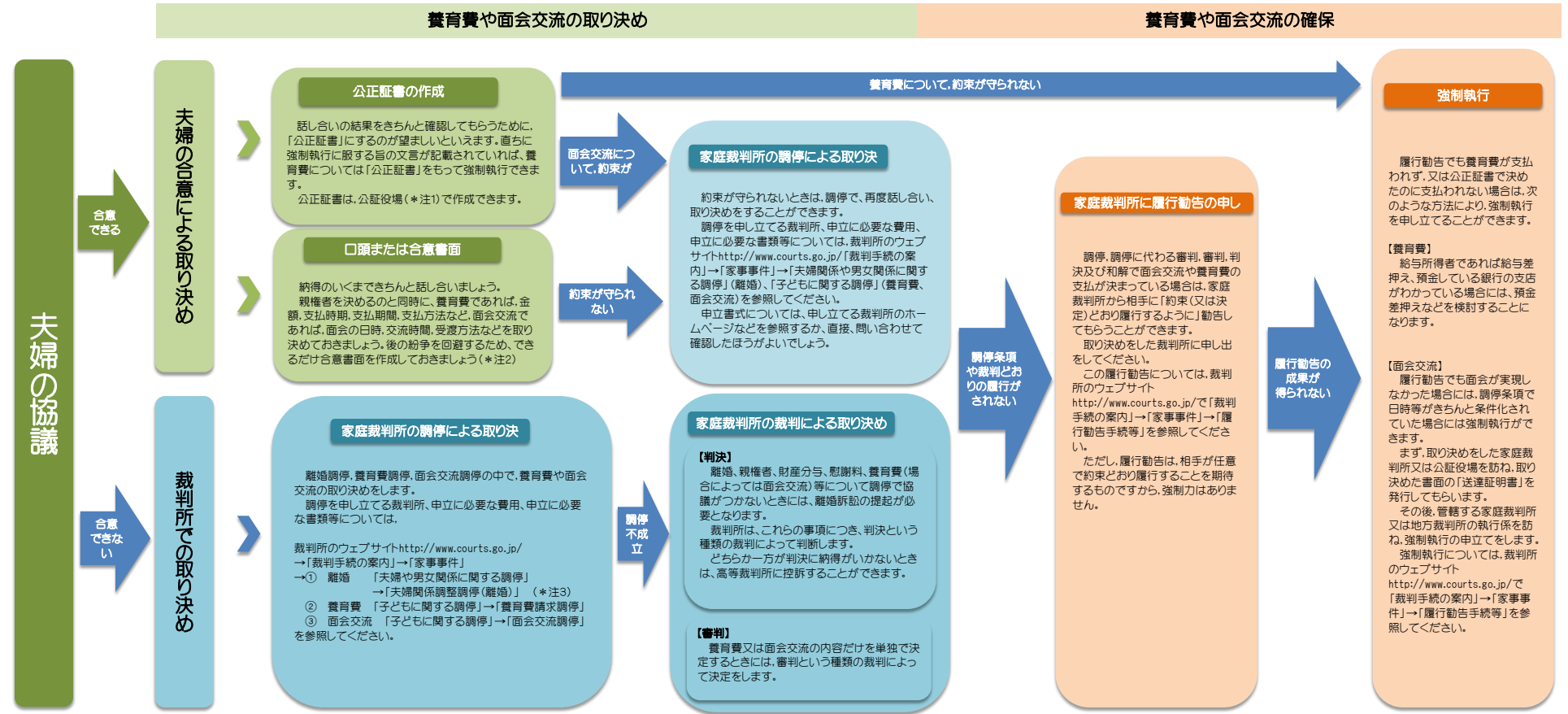


養育費や面会交流の「取決め」とその後の養育費や面会交流の「確保」の流れ 概要



*注1 公証役場については、日本公証人連合会のウェブサイトである<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>を参照してください。
 *注2 ただし、養育費支払いの約束が守られなくなった場合、給与や預金から強制的に支払ってもらう（強制執行手続）ためには、別途裁判所への調停・審判・裁判の申立が必要となります。
 *注3 離婚調停では、財産分与、慰謝料、親権者に併せて、養育費や面会交流の取決めをすることもできます。